資料3-1

令和6年2月19日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県環境審議会会 長 齋藤



令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(答申)

令和6年1月12日付け環保第306号で諮問のあったこのことについては、審議の結果、 知事が作成した原案に異議ない旨決議いたしましたので答申します。 富山県環境審議会 会長 齋藤 滋 殿

富山県環境審議会 水環境専門部会長 楠井 隆9



令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

令和6年1月12日付けで付議されたこのことについて、当専門部会において審議 した結果、知事が作成した原案に異議ない旨決議いたしましたので報告します。

資料3-2

令和6年度

公 共 用 水 域 及 び 地 下 水 の水 質 測 定 計 画

令和 6 年 4 月富 山 県

I 公共用水域の水質測定計画

令和6年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法(以下「法」という。)第 16 条の規定に基づき、富山県の 区域に属する公共用水域の水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和6年4月から令和7年3月までとする。

3 測定機関

富山県、富山市及び国土交通省(富山河川国道事務所、黒部河川事務所)とする。

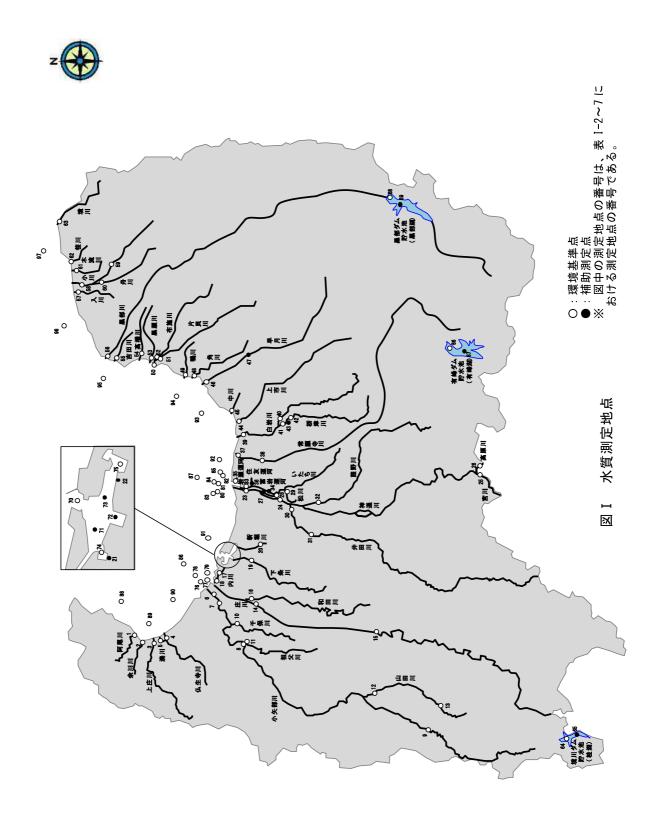
4 測定地点

測定地点は、表 I-1 に掲げる 27 河川、3 湖沼及び 2 海域の 97 地点とする。 測定地点の位置は、図 I のとおりである。

表 I 一 1 測定地点総括表

	区分		測定	地点数	
	<u> </u>	富山県	富山市	国土交通省	計
	阿尾川、余川川、上庄川、 仏生寺川	5 (5)			5 (5)
	小矢部川	5 (5)		3 (3)	8 (8)
	庄川	1 (1)		2 (2)	3 (3)
河	内川、下条川、新堀川 (主幹排水路を含む。)	6 (4)			6 (4)
	神通川(運河を含む。)		9 (6)	5 (5)	14 (11)
	常願寺川			2 (2)	2 (2)
	自岩川	4 (3)	1 (1)		5 (4)
Ш	上市川、中川、早月川、角川、 鴨川、片貝川	9 (8)			9 (8)
	黒部川			1 (1)	1 (1)
	黒瀬川、高橋川、吉田川、入川、 小川、木流川、笹川、境川	10 (10)			10 (10)
	小計	40 (36)	10 (7)	13 (13)	63 (56)
	境川ダム貯水池 (桂湖)	2 (1)			2 (1)
湖	有峰ダム貯水池(有峰湖)		2 (1)		2 (1)
沼	黒部ダム貯水池(黒部湖)	2 (1)			2 (1)
	小計	4 (2)	2 (1)		6 (3)
海	富山新港	6 (3)			6 (3)
	富山湾	22 (22)			22 (22)
域	小計	28 (25)			28 (25)
	合 計	72 (63)	12 (8)	13 (13)	97 (84)

(注) () 内は環境基準点数である。



5 測定項目及び測定頻度

- (1) 河川(表 I-2のとおり)
 - ① 生活環境項目

ア pH、BOD、SS、DO

原則として、環境基準点で年12回、補助測定点で年4回測定を実施する。

ただし、水域の特性を勘案して、次の地点では下表のとおりとする。

測定地点	į	測定頻度	採水地点等
小矢部川(河口)	環境基準点	年 12 回	3 地点(左岸、中央、右岸)で測定を 実施する。

イ 大腸菌数

環境基準点 47 地点で年6~12 回測定を実施する。

ウ COD

35 地点(環境基準点 33 地点、補助測定点2地点)で年4~12 回測定を実施する。

エ 全窒素、全りん

51 地点(環境基準点 49 地点、補助測定点 2 地点)で年 4 回測定を実施する。

オ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS) 52 地点(水生生物保全に係る環境基準点 50 地点、その他 2 地点)で年 2 ~ 4 回測 定を実施する。

② 健康項目

下記の全 27 項目について、環境基準点 52 地点で年1~4回測定を実施する。ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された場合に、ふっ素及びほう素については汽水域以外の地点でそれぞれ測定を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

③ 要監視項目

下記の7項目について、環境基準点52地点で年1回測定を実施する。 オキシン銅、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、 塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン

④ 特殊項目

下記の3項目について、環境基準点52地点で年2回測定を実施する。 銅、溶解性鉄、クロム

(2) 湖沼(表 I - 3 のとおり)

① 生活環境項目

ア 下記の7項目について、環境基準点で年6回、補助測定点で年4回測定を実施する。 pH、COD、SS、DO、大腸菌数、全窒素、全りん

なお、pH、COD、SS、DO の4項目については、各地点3層(表層、中層、下層)で 測定を実施する。

イ 全亜鉛について、環境基準点3地点で年2回測定を実施する。

② 健康項目

下記の 13 項目について、環境基準点 3 地点で年 1 回測定を実施する。ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、 チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、 1,4-ジオキサン

(3) 海域(表 I - 4 のとおり)

① 生活環境項目

ア 下記の7項目について、環境基準点25地点で年12回、補助測定点3地点で年4回 測定を実施する。

pH、COD、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全りんイ 全亜鉛について、環境基準点8地点で年4回測定を実施する。

② 健康項目

ア 小矢部川河口海域、神通川河口海域及び富山新港海域の環境基準点各 1 地点では、 下記の 24 項目について、年 1 ~ 4 回測定を実施する。ただし、アルキル水銀につい ては、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

イ その他の富山湾海域の環境基準点5地点では、下記の9項目について、年1~4回 測定を実施する。ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定 を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン

③ 要監視項目

全マンガンについて、環境基準点1地点で年1回測定を実施する。

④ 特殊項目等

ア 銅、溶解性鉄及びクロム 環境基準点1地点で年2回測定を実施する。

イ クロロフィル a

環境基準点7地点で年12回測定を実施する。

6 測定方法、報告下限値等

原則として、表I-8及び9に掲げるとおりとする。

7 報告

(1) 国土交通省及び富山市は、法第 16 条第4項の規定により、本計画による測定結果を速やかに富山県へ送付する(健康項目について環境基準値を超える値が検出された場合は、直ちに通知する。)。

なお、富山県及び富山市は、法第 15 条第2項の規定により、本計画に基づく測定結果

を環境大臣に報告する。

- (2) 富山県及び富山市は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(平成13年5月31日環水企第92号)に基づき、次のいずれかに該当する場合は、環境省へ速やかに報告するとともに、追跡調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - ① 全シアン、アルキル水銀及び PCB については、環境基準値を超えた場合
 - ② その他の健康項目については、年間平均値が環境基準値を超えると予想される場合 (ふっ素及びほう素については、海水の影響を受ける場合を除く。)

8 測定結果の公表

富山県及び富山市は、法第 17 条第 1 項の規定により、本計画に基づく測定結果を公表する。

9 事故・災害時の対応

事故・災害・不法投棄などの発生により、新たな汚染が懸念され、その影響の把握が急務と考えられる場合には、関係機関が協議して必要な対応を行うものとする。

10 その他

本計画に定めのない細部の事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。なお、本計画は、必要に応じて見直すものとする。

表エーク 河川水質調査表

表I-	- 2	河川水質調査表																														
番 均	t	河	測	水	測	測	4	\T	τ 13	. +35				17:th		ris .	-	測定	項目	及び	測定	☑ 頻 度		74	F.F.	- -						測
							生 内 B (活 C S T	環 D 大	[項 □ 全 全 全	トフィ	カー全	六	 E P I ジ	pq 1	_ 	 		∃ チ ベ -	セ 硝 ふ	ほ 1	クラホ	ジト1 n l	<u> </u>	st 監 オクプト	<u>倪 垻</u> = ジ フ イ	<u>日</u> 「ク ト	キフニ	モーア 塩	エ 全 ウ	特殊項目等	
#	ā											" -	7 1 120 110		2	i i i		3 1		酸	4			' <u>^</u> _ .]		ター	化化			4
			定	域	一定						-		/m	ク	: انزا ہے ا	2 1 1 ت	! 2 5 5	ッ	オ	性		ㅁ _ ル	ク <u> </u>	ソートン		_/2 エ プ		ル				定
糸	充			,	-						ル	[등	100		^温 ₂ 2	7 2 1 1	10/2/	7 7 7	ベ ッ	窒		_ _ _	ロ	* = プ	* _			酸	リンビ	9 ¥		
		Щ				定			"" +	+					_ []		素		ローア	ᆷ、╏ᆷ┃┖┃	` 7	' ピ		= ^	「コー	=			4
-	-							이		/ 窒 り 重		三 鉛	ク 水		化		ʹ, 미,,	-	ン '	니표 의	5 أ	」ノル	ᅟᅱᆔ미	# <u> </u>	シター	' ブ ベ		チ	ブーチールー	미기키	銅 ロ コ	
			地	類	月				東井	#		7		بر		디미뛰片	;	プラジ	 カ ゼ	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	+	# "	ᅟᅟᆡᆌᄾᆡ	_チ ジ ^ロ /	ᅵᆷᅵササ║	ル	민니	レルヶ	=	ㅂ		(機
者	š									4	$ \prime $	ゥー			炭 エ -		- - - -			性			ᅔᄾᆡᆔᅬ	[J F T					デモノ	ドガ		4
									4	ש ע				ø	g l	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	1 1 1 /	«	ルー	窒	7	^{''} <u> </u>	レルパゼ	^オ ´ ォ ぅ	=	^^ ル ホ	 	トラー		ין ע		'
号号	-	等	点	型	数	月	НО	o s	0 数 5	[素ん的	ルs	ムン	ム素銀	_B ン	/ 素 ン :		ハッシ		ヺ ン :	上 ン 素 素	素 ン	ムルド	>	シシシ	銅ルドト		ーーー	ンルル	기기기	シシン	鉄ム	関
1 032	_		1	A 生物(B)	-			_	12 12	4 4	4 2 2		4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
2 033	-			(A) 生物(B) (B) 生物(B)	1	<u>毎月</u>	12 12		12 12	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	l 1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県富山県
4 035	_			(C) 生物(B)	+ :-+	<u>毋 万</u> 毎 月	12 12	\rightarrow		4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
5 035	-02	湊 川		© 生物(B		毎 月	12 12			4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
6 006		小 矢 部 川	河口(中央)		-		12 12	\rightarrow		4 4		2 2 2	2 2 2	2 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山) 国土交通省(富山)
	١,		河口(左岸)河口(右岸)		-		12 12		12					++			+++	++	++		\dashv					+++						国土交通省(富山)
7 005			城 光 寺 橋	B 生物(B	12	毎月	12 12	12	12 12		1 4 4	2 2 2	2 2 2	2 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
8 004 9 001				AA 生物A	_	毎月	12 12 12 12	12	12 12 12 12	A A	1 2 0	4 4 4	4 4 4	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1		-	+++	1	+++		1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山) 富山県
10 008	_	千保川	7.7	(C) 生物(B)		毎月	12 12		12 12	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
11 007	-01	<u>,,</u>	新祖父川橋	A 生物(B)	12	毎月	12 12	\rightarrow	12 12	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
12 003 13 002		山 田 川	福 野 橋	A 生物(B	-			_	12 12 12 12	4 4	1 2 2		2 2 2	2 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1			+++	1	+++		1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県富山県
14 021	-		<u>ーケ渕えん堤</u> 大 門 大 橋	00	-			-	-	4 4			4 4 4	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1		+		1	+++		1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
15 020	-01		11 111	(A) 生物(A)	_		+ + +		12 12	4 4		2 2 2	2 2 2	2 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
16 022 17 025				A 生物BC 生物B	-			_		4 4		4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県富山県
18 025		A) JII		(C) 生物(B)	-		12 12			4 4		4 4 4	4 4 4	1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
19 023	-		114 124 11-7	A 生物B		毎月	12 12	12 12	12 12	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	4 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
20 024		,, ,,	白 石 橋西部排水機場	B 生物(B	-	<u>毎月</u> 5、8、11、	12 12	12 12 4 4	12 6	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	4 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県富山県
	-	型部主幹排水路 東部主幹排水路	西部排水機場 東部排水機場		4	5, 8, 11,	2 4 4	4 4	4	4 4				++			+++															富山県
23 010	-01 ネ		萩 浦 橋	(B) 生物(B)	12	毎月	12 12	12 12	12 12	4 4	1 4 4	2 2 2	2 2 2	2 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
24 009 25 009		<u> </u>	神 通 大 橋 新 国 境 橋	(A) 生物(A) (A) 生物(A)	12	毎月	12 12	12	12 12	4 4	1 4 4	4 4 4	4 4 4	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山) 富山市
26 009		高原川	新猪谷橋	A 生物A	12	<u># 月</u> 毎 月	12 12	12	12 12	4 4	1 4 4	4 4 4	4 4 4	<u> </u>	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山市
27 011	-51	いたち川		B 生物A	_	5,8,11,	2 4 4	4	4																							富山市
28 011 29 051	_	 松 川	四ツ屋橋	(B) 生物(A) (A) 生物(B)		毎月	12 12		12 12 12 12	4 4	1 4 4 1 4 4	4 4 4	4 4 4	1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山市
30 013	_	井 田 川	10.		-	<u>毋 月</u> 毎 月		_	12 12		1 4 4	2 2 2	2 2 2	2 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
31 012	_			(A) 生物(A)	-				12 12		4 4	2 2 2	2 2 2	2 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1		1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
32 014			八 幡 橋 萩 浦 小 橋	<u> </u>	-		12 12	_	12 12		1 4 4	2 2 2			1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1		1 4 4	1 1				1			1 1		1 1	2 2 2	国土交通省(富山) 富山市
34 015			<u>秋 畑 小 恫</u> 下 新 橋	0	-		2 4 4		4	4 4	1 4 4	4 4 4	4 4 4			1 1 1	++++	1 1 1		1 4								1 1	1 1	-	2 2 2	富山市
35 015	-01	岩 瀬 運 河		0			12 12	12		4 4	4 4	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山市
36 015		性友運河 常願寺川		D (A) 生物(B)			2 4 4		12 12	4 4	1 1 1	2 2 2	2 2 2) 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山市 国土交通省(富山)
38 026			常願寺橋		-							4 4 4					1 1 1	1 1 1		1 4 4					1			1 1		1 1	2 2 2	国土交通省(富山)
39 017		白 岩 川		A 生物(B)	-			_		1 1		4 4 4				1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4	1				1			1 1		1 1	2 2 2	富山市
40 016 41 019		析津川		(A) 生物(A)(C) 生物(B)				12	12 6			4 4 4			1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 4 4					1	+ + + -		1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県富山県
42 018	-01		寺 田 橋	(A) 生物(A)					12 12		-	2 2 2			1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4					1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
43 212		寺田川		0 11 11 00	-		2 4 4	-	4		4 0 0	4 4 4				4 4 4		1 1 1	4 4	1 1 1								4 4	4 4	4 4		富山県
44 028 45 029				(A) 生物(B) 生物(A)						4 4					1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 4 4					1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県富山県
46 039				(A) 生物(A)						4 4					1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県
47 039	_	·		AA 生物 A				-			4 0 0	4 4 4				4 4 4		1 1 1		4 4 4									4 4	4 4		富山県
48 030 49 031	_			(A) 生物(A) (B) 生物(A)	-			-	$\overline{}$	4 4					1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1		1 4 4					1			-	-	1 1	2 2 2	富山県富山県
50 041	-01	-	1.0	<u></u> 生物 A	-																											富山県
51 040				(A) 生物(A)	-							4 4 4				1 1 1					_				1	+	\Box	1 1		1 1	2 2 2	富山県
52 042 53 036				(A) 生物(A)								4 4 4 4 4 4			1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1		-	1 4 4	_				1	+++		1 1		1 1	2 2 2	富山県富山県
54 043	-01 ह	高 橋 川	立 野 橋	(B) 生物(A)	12	毎月	12 12	12 12	12 6	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1		1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 4 4	- 1				1			1 1		1 1	2 2 2	富山県
55 037				B 生物A												1 1 1	1 1 1	1 1 1		1 4 4	_				1			1 1		1 1	2 2 2	富山県
56 038 57 044			<u>下 黒 部 橋</u> 末 端	<u>AA</u> 生物(A) (A) 生物(A)								4 4 4			1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	 	1 4 4					1	+++		1 1		1 1	2 2 2	国土交通省(黒部) 富山県
58 046	-01 /		赤 川 橋	(A) 生物(A)	12	毎 月	12 12	12 12	12 6			4 4 4			1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4					1			1 1	-	1 1	2 2 2	富山県
59 045		<u></u>	上朝日橋						12 6	4 4	4 0 0	0 0 0	0 0	HT.	1 1	1 1 1		1 1		1 4										1 1	0 0 0	富山県
60 047 61 048				(A) 生物(A) (A) 生物(A)											1 1		1 1 1 1 1 1	 		1 4 4					1	+++		1 1	1 1		2 2 2	富山県富山県
62 049	- 01 ‡	鱼 川	笹 川 橋	AA 生物(A)	12	毎 月	12 12	12 12	12 12	4 4	1 2 2	4 4 4	4 4 4	1 1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	-1 -1 -1	1 1	2 2 2	富山県
63 050		竟 川 K域類型欄の〇印は環境基準点		A 生物(A			12 12	12 12	12 6	4 4	4 2 2	4 4 4	4 4 4	1	1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1	1 4 4	1 1				1			1 1	1 1	1 1	2 2 2	富山県

(補足) 河川水質調査における測定月

特殊項目等	年2回測定	銅、溶解性鉄、クロム					0						0	
		植代ビニルモノマー、エピクロロロドリン										0		
要監視項目	年1回測定	ニッケル、モリブデン、全マンガン					0							
		オキシン銅、フタル酸ジエチルヘキシル				0								
		- 3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ			0									
	年1回測定	ン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、14ジオキサンロロエタン、112トリクロロエタン、トリクロロエチレクロロエチレン、シスー2ジクロロエチレン、111トリクジクロロメタン、四塩化炭素、12ジクロロエタン、11ジ									0			
健康項目		PSB、セレン、ほう素(年1回測定の地点のみ)								0				
	年2回測定	2回測定の地点のみ)カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀(年					0						0	
	年4回測定	地点のみ) 地点のみ) 酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素(年4回測定の力ドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、硝		0			0			0			0	
	年2回測定	ノニルフェノール、LAS (年2回測定の地点のみ)					0						0	
	件 <	4 回測定の項目		0			0			0			0	
生活環境項目	件(0回測定の項目		0		0		0		0		0		0
Ψ1	卅(3回測定の項目(片貝川(末端) のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			日を示す。
	件;	2回測定の項目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3月 O (注) 〇印は測定する月を示す。
三	汪月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月(洪)

表 1 — 3 湖辺水質調査表

衣	1 – 3	湖沿小貝調宜衣																																										
番	地	湖	測	水	測	測																測	定り	頁 目 :	及び	測定	到	度															測	
								生;	舌 環	境	項	3					健		康	J	頁		目									妻	要監視 3	項目							特殊項	目等		
	点						рЕ	3 C	S D		n 全 へ	全	全対	全	ナ	大 砒 総	P ジ	四 1 2	1 シ 1	1 F	テ 1 ト ³	チ 3	シチ	ベセ	硝 ふ酸	ほ 1 4	クフ	ホジトルク	1 p 2 ジ	イダ	フィ:	オク:	プE	ジフ	イクロ	トキ	フニタ	モア	塩 エ á 化 ピ		溶			
	統		定	域	定					腸 .	+		ı	ジシ	価	5	р П	塩り	ジ 1 ' 2 トフ ジ リ	\	ラ ⁵	ジ フロー	マベ	レレ	性 窒	ジ	ㅁ	ر ا	ジククロ	プイ キ_	= プ	*		クノ	ロニ	ルシ	酸ッ		ビクマニロ	7	解		定	
	_		地	米石	月	定					ン室	9	亜		鉛ク	水	СП	化口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口口]	۷	L	素 亜 つ 磁	ぅゟ	1	アロンルエ		サ	トロチ	シタ	P F	ロブ	ベト		エ	ブチ	ルロコ	ノラ	銅	ם ס	±4k	
	番		де	知	Я					菌 :	抽 出 物		Ę.	ア	Г	-	メタ	。 こ よ タ 1	ロエチュ	エエチレ	チロ	プラ コ ペ	ジカル		酸性容	サ	ルール	デチスヒレ	プログ	チ オ	チオラ	ン コ ニ		ボル	ンフホェ	エレ		デモ.	モ ノド マリ	ָד <u>ֿי</u>	性	ィル	1茂	
号	号	沼	点	型	数	月	н	D	s o	数数	質 素	ا ا	鉛		1	ム素銀	вν	素 ン :	レレン	$ \dot{z} _{\nu}$			ンブ	_ _ _	素素	素シ	ムル	ドン2	ンン	ンン	ンン	銅ル	řΝ.	スブ	スン	ンン	ルルル	ンン	1 2 3		鉄山	ا a	関	
64	503-0	境川ダム貯水池	えん堤付	近(1)	6	5 ~ 10	18	18	18 18	6	(6	2	1 1	1	1 1 1						1	1 1	1	1	1																富	山県	
65	503-5	1 (桂 湖)	湖中	央 A]	Ι 4	6,7,9,10	12	12	12 12	4	4	4 4																														富	山県	
66	501-0	有峰ダム貯水池	えん 堤付	· 近 (A) (I	6	5 ~ 10	18	18	18 18	6	(6	2	1 1	1	1 1 1						1	1 1	1	1	1																富	山市	
67	501-5	(有峰湖)	湖中	央 A]	I 4	6,7,9,10	12	12	12 12	4	4	4																														富	山市	
68	502-0	1 黒 部 ダ ム 貯 水 池	えん堤付	近 (A)(I	6	5 ~ 10	18	18	18 18	6	(6	2	1 1	1	1 1 1						1	1 1	1	1	1																富	山県	
69	502-5	(黒部湖)	湖中	央 A]	I 4	6,7,9,10	12	12	12 12	4	4	4																														富	山県	Į.

- (注1) 水域類型欄の〇印は環境基準点を示し、〇印のないものは補助測定点を示す。 (注2) 全亜鉛は6月及び9月、健康項目は6月に測定を行う。 (注3) 大腸菌数に係る環境基準値については、全ての水域に適用し、300CFU/100mL以下とする。

表 I 一 4 海域水質調査表

Control Cont	表 1		/世以小	(負調食表	ATI.		L APRIL T	MT :																	LET.																		
A	番	地		海	測	水	測	測		#	注 .	I== ++	т Т	Н					<i>1</i> 7=b		d	<u> </u>		r E	測	足	項目及	び測	足力	東				西萨	日石口							特殊項目等	<u></u>
R															소 +	1 全	一六	孙 終	1選 P ! ジ	ра -	月 1 1 1	シ 1	1 L	リテー	1 7	 シ	チーベーカー础	S. 17	1 7	フホジト	- 1 n	イ ダー	1/1/オー			イカ	 -	ニフニチ	ア 佐	工全		将殊項日刊	
数		点							١٢					_ _	- /	_		ᄣ	_		2 1	2 i	1		3				4		2	' ^											
数					.	tat	÷												ク		ッジ	1 1	2 ')	_	ジ	:				ルク_	. ッ ン	기기	- Y		クェ	ブ		ル					定
		統			Æ	坝	足					ne	+				価			温	. 7	2	トク		7 1		窒		ジ	III.	/ ク		: プ ^キ									477	
								定				肠	サ			~			П	3	7 []	ジリ	リロ	2	<u> </u>	~				7 7		`					ルレン	(ジ)	=			解	
77 602-51 77 602-52 78 78 78 78 78 78 78 7		_						~_		0 0	,		レ	窒り	亜ミ		沿ク	水	СП	化化	미끄	2 2	クロ				ンレ亜			/ ^ ">	기기리.	# '	2,			ベト		エ ブ	チル	ロン	ラ 釿	司	ם ס
77 602-51 77 602-52 78 78 78 78 78 78 78 7					地	類	月						抽								╗╏╩╏	- 	ㅁ		⊔		硝			ルエ	L ス	ジ	1 チ	ザ	ル	П			+	۲			機
77 602-51 77 602-52 78 78 78 78 78 78 78 7		_										菌			_				メ	ш	ᆛ	되미		T	기ラ	ジ :	カ ゼ 酸		T	_ デ チ ブ	시기, [[エー	_ _		カ	ン _	エレ	<u> </u>				性	1
77 602-51 77 602-52 78 78 78 78 78 78 78 7		番													7	'	ПП		\bar{\pi}	灰 -	_ チ	チェ	エ	チ			性		サル					_ =	ボル			+ 7					11.
77 602-51 77 602-52 78 78 78 78 78 78 78 7													物							3	タ レ	レタ	タレ	゚゚゚゚レ゚	ペ						パ ゼ	, 4	[] [(T)		シ	マ	リ			
77 802-02		_	T	,,	****					-						、ン			Βン	素	ンン	ンン	ンン	レ	ンム	ン	ブ ン ン 素	素素	ンム	ルドン2	リンン	ンシン	ノン銅し	ルドト	1 ス ブ	スン	ンン	/ ル ル ン	ンコ	ンン	ン	鉄ム	a 関
1				富山新港海域	新 港 1	B	12	毎り	12	12	2	12	12	12 12	4	4 4	4 4	4 4	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1 1 4		1											1		2 2 2	富山県
2	71 60	2-51	_		新 港 2	2 B	4	5, 8, 11	,2 4	4	4	4	4	4 4																													富山県
27 17 18 17 17 18 18 18 1	72 60	2-52			新 港 3	В	4	5,8,11	,2 4	4	4	4	4	4 4																													富山県
A	73 60	2-53	港		新 港 4	В	4	5,8,11	,2 4	4	4	4	4	4 4																													富山県
Part	74 60	1-01		(第1貯木場)	姫 野 橋	6	12	毎り	12	12	2	12		12 12																													富山県
77 603-03 78 604-02 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 79 7	75 60	1-02		(中野整理場)	中 歩	é (©	12	毎り	12	12	2	12		12 12																													富山県
78 604-02 79 604-03 79 604-03 79 604-03 79 604-03 79 604-03 79 604-03 79 604-03 79 79 604-03 79 79 79 79 79 79 79 7	76 60	3-02			小 矢 部 2	2 B	12	毎り	12	12	2	12	12	12 12	4	4 4	4 4	4 4	1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1 1 4		1														富山県
N	77 60	3-03		小矢部川		3 B	12	毎り	12	12	2	12	12	12 12																													富山県
86 65-04 86 65-04 87 88 86-04 88 86-04 88 86 66-04 88 86-	78 60	4-02		河 口 海 域	小 矢 部 5	5 A	12	毎り	12	12	2	12 4	12	12 12																													12 富山県
R	79 60	4-03			小 矢 部 6	6 A	12	毎り	12	12	2	12 4	12	12 12																													富山県
Red	80 60	5-01			神 通 1	B	12	毎月	12	12	2	12	12	12 12																													富山県
Ray Fig.	81 60	5-02			神 通 2	2 B	12	毎り	12	12	2	12	12	12 12	4	4 4	4 4	4 4	1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1 1 4		1														富山県
Ref 66-02 Ref Fe Fe Fe Fe Fe Fe Fe	82 60	5-03		神 通 川	神 通 3	B B	12	毎り	12	12	2	12	12	12 12																													富山県
R5 606-03 R6 607-01 R7 607-02 R8 607-03 R9 607-03 R9 607-05 P1 607-05 P1 607-06 P3 607-07 P3 607-07 P3 607-08 P4 通 6 ② 12 毎月 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	83 60	6-01	富	河口海域	神 通 4	ı 🙆	12	毎り	12	12	2	12 4	12	12 12																													富山県
Re 607-01 Re 607-02 Re Fra	84 60	6-02			神 通 5	5 (A)	12	毎月	12	12	2	12 4	12	12 12																													12 富山県
R 607-02 1 1 1 1 1 1 1 1 1	85 60	6-03			神 通 6	6 A	12	毎り	12	12	2	12 4	12	12 12																													富山県
R7 607-02 88 607-03 89 607-04 9 607-05 9 607-05 9 607-05 9 607-06 9 607-06 9 607-08	86 60	7-01			小 矢 部 7	7 A	12	毎り	12	12	2	12 4	12	12 12																													富山県
89 607-04 90 607-05 91 607-05 92 607-07 93 607-08 94 607-09 95 607-10 96 607-11 96 607-11 96 607-11 96 607-11 97 99 90 90 90 90 90 90	87 60	7-02	Щ		神 通 7	7 A	12	毎り	12	12	2	12 4	12	12 12																													富山県
90 607-05 10 607-06 91 607-06 92 607-07 93 607-08 94 607-09 95 607-10 96 607-11 96 607-11 97 98 99 99 99 99 99 99	88 60	7-03			その他 1	ı	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12																													富山県
Structure Str	89 60	7-04			その他 2	2 (A)	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12	4	1 1	1 1	1 1									4		1														12 富山県
92 607-07 93 607-08 94 607-09 95 607-10 96 607-11	90 60	7-05				3 A	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12																													富山県
92 607-07 93 607-08 94 607-09 95 607-10 96 607-11 97 607-01 98 607-01 99 99 99 99 99 99 99	91 60	7-06		その他の	その他 4	A	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12	4	1 1	1 1	1 1									4		1														12 富山県
94 607-09 95 607-10 96 607-11	92 60	7-07		海 域	その他 5	5 A	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12																													富山県
95 607-10 96 607-11	93 60	7-08			その他の	6 A	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12	4	1 1	1 1	1 1									4		1														12 富山県
96 607-11 その他9 @ 12 毎月 12 12 12 4 6 12 12	94 60	7-09			その他 7	7 (A)	12	毎り	12	12	2	12 4	6	12 12																													富山県
	95 60	7–10			その他 8	3 A	12	毎)	12	12	2	12 4	6	12 12	4	1 1	1 1	1 1									4		1														12 富山県
	oxdot				その他の				-	12	2	12 4	6	12 12																													富山県
97 607-12 その他 10 ② 12 毎月 12 12 4 6 12 12 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	97 60		1 10 10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		その他1					12	2	12 4	6	12 12	4	1 1	1 1	1 1									4		1														12 富山県

表 I - 5 河川水質の測定位置

表 I		. o	게기] 走	位置	L						位置
番号				;	河川	等						測定地点	ŀ		経度
1	阿		尾			Ш					阿	尾	橋	36° 53′ 3.5″	136° 59′ 37.6″
_	余		JII			Ш					間	島	橋	36° 52′ 29.5″	136° 59′ 0.8″
3	_	ц	庄	_		Ш					北	<u></u>	橋	36° 51′ 40. 3″	136° 59′ 7.9″
	仏	生	Ξ.	寺		Ш	2#			111	八	幡	橋	36° 50′ 43. 9″	136° 59′ 14.1″ 136° 59′ 15.1″
5	小	5		部		<u> П</u>	湊			Ш	中河	ロ(中央	橋	36° 51′ 20. 3″ 36° 47′ 18. 3″	136° 59′ 15.1″ 137° 3′ 30.3″
"	۱,۱,	7		пþ		<i>)</i>					河河	<u>口 (</u>	$\frac{\prime}{1}$	36° 47′ 18. 3″	137° 3′ 30.3″
											河	口(右岸	$\frac{\prime}{3}$	36° 47′ 18. 3″	137° 3′ 30.3″
7											城		橋	36° 46′ 50.5″	137° 2′ 29.2″
8											玉		橋	36° 45′ 27.9″	136° 58′ 58.7″
9											太	美	橋	36° 31′ 18.7″	136° 51′ 8.6″
10						Ŀ	千	俘	₹	Ш	地	子 木	橋	36° 45′ 35. 4″	137° 0′ 40.0″
11							祖	3		Ш	-	祖父川	橋	36° 45′ 29. 4″	136° 59′ 1.5″
12							Щ	В	3	Ш	福	野	橋	36° 34′ 53. 9″	136° 54′ 28.9″
13	<u>.</u>					ш					<u> </u>		堤	36° 30′ 1.4″ 36° 44′ 6.0″	136° 52′ 52.7″ 137° 2′ 38.5″
15	庄					Ш					<u>大</u> 雄	<u>門 大</u> 神	橋橋	36° 35′ 23.5″	137 2 38.5 136° 59′ 31.9″
16						E	和	В	7	JII	末	<u>ተ</u> ቸ	端端	36° 44′ 33. 4″	137° 2′ 50.4″
17	内					<u>— І</u> .	4 H		-	711	山山	王	橋	36° 46′ 51.5″	137° 5′ 19.6″
18											西西		橋	36° 47′ 3.9″	137° 4′ 51.0″
19	下		条			Ш					稲	積	橋	36° 44′ 17.6″	137° 6′ 39.7″
20	***		堀			Ш					白	石	橋	36° 43′ 41.3″	137° 8′ 9.8″
21	西	部主		排		路					西		場	36° 46′ 5.7″	137° 5′ 34. 2″
22	東	部主		排		路					東		場	36° 45′ 16.0″	137° 7′ 54.6″
	神		通			Ш					萩		橋	36° 44′ 45. 4″	137° 13′ 4.0″
24						Г	_			111	神		橋	36° 42′ 6. 2″ 36° 27′ 42. 3″	137° 12′ 9.4″ 137° 14′ 50.2″
25 26						- 1	<u>宮</u> 호	J	5	<u>اال</u> اال	新新		橋橋	36° 27′ 42. 3″ 36° 27′ 19. 6″	137° 14′ 50.2″ 137° 15′ 11.7″
27							<u>高</u> い	t:	ち	JII	興		橋	36° 43′ 23. 4″	137° 12′ 48.2″
28							•	/_	٠,	,,,	四四		橋	36° 42′ 31.0″	137° 12′ 40.4″
29						ŀ	松			Л	桜		橋	36° 41′ 44.6″	137° 12′ 57.6″
30							 井	В	3		高	田	橋	36° 41′ 17.1″	137° 11′ 0.8″
31											落	合	橋	36° 39′ 40.9″	137° 8′ 59.4″
32							熊	里	ř	Ш	八	幡	橋	36° 39′ 42.3″	137° 11′ 58.1″
33	富	岩	=	運		河					萩		橋	36° 44′ 44.8″	137° 13′ 19.5″
34						г		47	VE	·	下	<u>新</u>	橋	36° 42′ 52. 1″	137° 12′ 49.0″
35 36							<u>岩_</u> 住	瀬_	_運_ 運		岩前	瀬 川	橋橋	36° 45′ 36.0″ 36° 44′ 21.7″	137° 13′ 57.2″ 137° 13′ 36.9″
37	一	原	<u> </u>	寺		<u>Л</u> Т	1±	友	理	河	今		橋	36° 45′ 20. 9″	137° 17′ 39.8″
38		Ids	R.	1		,,,					常		橋	36° 43′ 48.6″	137° 16′ 58.0″
39	白		岩			Ш					東		橋	36° 45′ 11.4″	137° 18′ 13.6″
40											泉	正	橋	36° 42′ 6.2″	137° 19′ 56.6″
41						[栃	洹		Ш	流	観	橋	36° 42′ 5.9″	137° 19′ 13.8″
42											寺	田	橋	36° 41′ 43.3″	137° 19′ 23.3″
43	_						寺	В	1	Ш			端	36° 41′ 40. 9″	137° 19′ 12.4″
44	_		市			Ш					魚		橋	36° 45′ 29.0″	137° 19′ 9.7″
45	_					<u>Ш</u> Ш					落 早		橋塔	36° 45′ 52. 3″ 36° 47′ 50. 6″	137° 20′ 10.9″ 137° 23′ 4.9″
46	7		月			Ш					<u>早</u> 入	月 会	橋橋	36° 44′ 42.4″	137 23 4.9 137° 25′ 40.9″
48	角					Ш					角		橋	36° 48′ 38.0″	137° 23′ 45.5″
49						<u>л</u> і					港		橋	36° 49′ 1.1″	137° 23′ 40.6″
50	-		貝			Ш					末		端	36° 51′ 35.9″	137° 24′ 36.1″
51						_					落	合	橋	36° 51′ 24.1″	137° 25′ 5.7″
52						_	布	ř	t.	Ш	落		橋	36° 51′ 28.0″	137° 25′ 7.4″
53			瀬			Ш					石		橋	36° 51′ 45.3″	137° 25′ 16.2″
54			橋			<u>Ш</u>					立		橋	36° 52′ 48. 7″	137° 25′ 26.7″
55 56			田 部			<u>Л</u> Л					吉下		橋塚	36° 54′ 23. 4″ 36° 55′ 1. 9″	137° 25′ 8.7″ 137° 25′ 52.2″
57	_		山			<u>лі</u> Л[末	黒部	橋端	36° 57′ 12.0″	137 25 52. 2 137° 31′ 58. 3″
58	_					<u>川</u> 川					赤	ЛІ	橋	36° 57′ 14.6″	137° 32′ 33.0″
59											上		橋	36° 55′ 8.6″	137° 34′ 42.5″
60						[舟			JII	_		橋	36° 55′ 59.3″	137° 32′ 20.6″
61	-		流			Ш					末		端	36° 57′ 33.7″	137° 33′ 58.5″
62	_					Ш					笹		橋	36° 57′ 49.6″	137° 34′ 29.3″
63	境					Ш					境		橋	36° 58′ 42. 4″	137° 38′ 7.4″

表 I - 6 湖沼水質の測定位置

番				湖沼					:8	定地	片		測定	位置
号				/0/1/12					八	ルルル	π\		緯度	経度
64	境	Ш	ダ	ム	貯	水	池	え	h	堤	付	近	36° 20′ 53.0″	136° 50′ 18.0″
65	(桂		湖)	湖		中		央	36° 20′ 4.0″	136° 50′ 26.0″
66	有	峰	ダ	ム	貯	水	池	え	h	堤	付	近	36° 29′ 16.0″	137° 27′ 2.0″
67	(有		峰	;	胡)	湖		中		央	36° 28′ 6.0″	137° 26′ 16.0″
68	黒	部	ダ	ム	貯	水	池	え	ん	堤	付	近	36° 33′ 52.0″	137° 39′ 42.0″
69	(黒		部	;	胡)	湖		中		央	36° 33′ 11.0″	137° 39′ 36.0″

表 I - 7 海域水質の測定位置

番	1 — / 海坝/	小貝の	/ /X1 A	<u> </u>								■位置
号		海域						測定地	点		緯度	経度
70		富山	」 新	港	海	域	新	——— 港		1	36° 46′ 32.0″	137° 6′ 57.0″
71	富 山						新	港		2	36° 46′ 19.0″	137° 6′ 29.0″
72	新						新	港		3	36° 45′ 56.0″	137° 6′ 47.0″
73	港 海						新	港		4	36° 45′ 51.0″	137° 7′ 9.0″
74	域	(第	1	貯	木 場)	姫	野		橋	36° 46′ 15.0″	137° 5′ 50.5″
75		(中	野	整	理場)	中			央	36° 45′ 23.0″	137° 8′ 15.0″
76							小	矢	部	2	36° 47′ 49.0″	137° 4′ 42.0″
77		小	矢		部		小	矢	部	3	36° 47′ 38.0″	137° 4′ 49.0″
78		河		i	毎	域	小	矢	部	5	36° 48′ 26.0″	137° 5′ 5.0″
79	富						小	矢	部	6	36° 47′ 38.0″	137° 5′ 29.0″
80	==						神	通		1	36° 46′ 22.0″	137° 12′ 31.0″
81							神	通		2	36° 46′ 38.0″	137° 13′ 20.0″
82		神		通			神	通		3	36° 46′ 22.0″	137° 14′ 9.0″
83	Щ	河	П	į	毎	域	神	通		4	36° 46′ 36.0″	137° 12′ 14.0″
84							神	通		5	36° 46′ 58.0″	137° 13′ 20.0″
85							神	通		6	36° 46′ 35.0″	137° 14′ 26.0″
86	湾						小	矢	部	7	36° 49′ 11.0″	137° 5′ 59.0″
87	7-3						神	通		7	36° 47′ 53.0″	137° 13′ 20.0″
88							そ	の	他	1	36° 54′ 29.0″	137° 2′ 46.0″
89							そ	の	他	2	36° 52′ 17.0″	137° 0′ 43.0″
90	海						そ	の	他	3	36° 50′ 7.0″	137° 2′ 40.0″
91		そ 富	の	, 山	也	の湾		の	他	4	36° 47′ 22.0″	137° 8′ 8.0″
92		海		_		域	そ	の	他	5	36° 46′ 44.0″	137° 16′ 43.0″
93	域						そ	の	他	6	36° 47′ 35.0″	137° 19′ 52.0″
94	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •						そ	の	他	7	36° 49′ 32.0″	137° 22′ 13.0″
95							そ	の	他	8	36° 54′ 47.0″	137° 23′ 43.0″
96							そ	の	他	9	36° 58′ 12.0″	137° 28′ 49.0″
97							そ	の	他	10	36° 59′ 33.0″	137° 35′ 19.0″

表 I - 8 測定方法及び報告下限値

	測定項目	測定方法	報告下	限値
	рН	日本産業規格K0102 (以下「規格」という。) 12.1 に定める方法		
	BOD	規格 21 に定める方法	0.5	mg/L
	COD	規格 17 に定める方法	0.5	mg/L
生	SS	昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号(以下「告示」という。) 付表 9 に掲げる方法	1	mg/L
王 活	DO	規格 32 に定める方法	0.5	mg/L
環	大腸菌数	告示付表 10 に掲げる方法	1 CFU	$1/100 \mathrm{mL}$
境 -	n-ヘキサン抽出物質	告示付表 14 に掲げる方法	0.5	mg/L
項 目	全窒素	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 (規格 45 の備考 3 を除く。) に定める方法	0.05	mg/L
	全りん	規格 46.3 (規格 46 の備考 9 を除く。) に定める方法	0.003	mg/L
	全亜鉛	規格 53 に定める方法	0.001	mg/L
	ノニルフェノール	告示付表 11 に掲げる方法	0.00006	mg/L
	LAS	告示付表 12 に掲げる方法	0.0006	mg/L
	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003	mg/L
	全シアン	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は告示付表 1 に掲げる方法	0. 1	mg/L
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005	mg/L
健	六価クロム	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65.0 備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	mg/L
康	心素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	mg/L
135	総水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	mg/L
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	0.0005	mg/L
	PCB	告示付表4に掲げる方法	0.0005	mg/L
項	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.002	mg/L
垻	四塩化炭素	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める 方法	0.0002	mg/L
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.0004	mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01	mg/L
目	シスー1,2ージクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.004	mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める 方法	0.0005	mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める 方法	0.0006	mg/L
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める 方法	0.001	mg/L
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める 方法	0.0005	mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0002	mg/L
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	0.0006	mg/L
	シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	mg/L
	チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002	mg/L
	ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.001	mg/L

	測定項目	測定方法	報告下	限値
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ^注	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法	0. 1	mg/L
健康項目	ふっ素	規格 34.1 (規格 34 の備考1を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10gを溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7に掲げる方法	0.08	mg/L
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0. 1	mg/L
	1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	0.005	mg/L
	クロロホルム	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.0006	mg/L
	フェノール	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等 について(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水 管発第031105001号(以下「平成15年11月通知」という。)付 表1に掲げる方法	0.001	mg/L
	ホルムアルデヒド	平成 15 年 11 月通知付表 2 に掲げる方法	0.003	mg/L
	トランスー1, 2ージクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.004	mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	mg/L
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法	0.02	mg/L
要	イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日環水規第121号)(以下「平成5年4月通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	mg/L
	ダイアジノン	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	mg/L
監	フェニトロチオン	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	mg/L
	イソプロチオラン	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	mg/L
視	オキシン銅	平成5年4月通知付表2に掲げる方法	0.004	mg/L
	クロロタロニル	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005	mg/L
項	プロピザミド	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	mg/L
	EPN	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0006	mg/L
目	ジクロルボス	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	mg/L
	フェノブカルブ	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003	mg/L
	イプロベンホス	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	mg/L
	クロルニトロフェン	平成5年4月通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	mg/L
	トルエン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.06	mg/L
	キシレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.04	mg/L
	フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年4月通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	mg/L
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は平成5年4月通知付表4若しくは 付表5に掲げる方法	0. 001	mg/L
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は平成5年4月通知付表4若しくは 付表5に掲げる方法	0.007	mg/L

測定項目		測定方法	報告下限値	
要監	アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号(以下「平成16年3月通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	mg/L
視	塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月通知付表 1 に掲げる方法	0.0002	mg/L
項	エピクロロヒドリン	平成16年3月通知付表2に掲げる方法	0.00004	mg/L
	全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	mg/L
目	ウラン	平成16年3月通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	mg/L
特	銅	規格 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法	0. 1	mg/L
殊項	溶解性鉄	規格 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法	1	mg/L
日	クロム	規格 65.1 に定める方法	0.2	mg/L
等	クロロフィルa	海洋観測ガイドライン Vol. 4 の Chap. 4 に掲げる方法	0. 1	µg/L

注 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.05mg/L とする。

表 I - 9 数値の取扱い

項目	取扱い
環境基準項目	① 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」(記載例「<0.005」)とする。 ② 桁数について ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、 小数点以下1桁までとする。 イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記ア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合には、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
水温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。

Ⅱ 地下水の水質測定計画

令和6年度地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、法第 16 条の規定に基づき、富山県の区域に属する地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和6年4月から令和7年3月までとする。

3 測定機関

富山県及び富山市とする。

4 調査区分ごとの調査概要

調査区分は概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査とする。

(1) 概況調査

目的

飲用目的の地下水利用が多い県内平野部において、汚染の発見及び濃度の推移を把握 することを目的として測定を実施する。

② 測定地点選定の考え方

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定する。各調査区域では、これまでの概況調査結果等を勘案したうえで、測定地点を選定するものとする。

令和6年度の測定地点は、表 $\Pi-1$ に掲げる 10 市4町1村の 76 地点であり、調査区域の位置は図 Π のとおりである。

③ 測定項目の考え方

飲用目的で地下水が利用されていることから、下記の 27 項目を測定する。ただし、 アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

④ 測定頻度の考え方

濃度の推移を把握するため、年1回で、かつ毎年度同じ時期に測定を実施する。

⑤ 測定結果の評価方法 測定項目の検出の有無及び環境基準値の超過状況を評価する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

① 目的

概況調査又は事業者からの報告等により新たに汚染が発見された場合(環境基準値を 超える値が検出された場合)、又は汚染のおそれが発見された場合(報告下限値以上の 値が検出された場合)、その汚染等の範囲を確認し、原因の究明に資する情報を取得するため、汚染等の発見された井戸等の周囲の複数の地点において実施する。ただし、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素については環境基準値を超える値が検出された場合にのみ実施し、自然的原因による汚染と判断され、飲用指導等が確実に実施されている場合は実施しない。

② 汚染等の範囲の確認と原因の特定の考え方 周辺の土地利用、井戸の分布、用途等を踏まえ、次の考え方を基本とする。

ア 第1段階

汚染等が発見された井戸から半径 500m程度の範囲内の井戸において、調査を実施する。

イ 第2段階

汚染井戸等と深度の違う井戸についても、地下水の流向を確認したうえで、下流方向を中心に数地点で調査を実施する。

ウ 第3段階(調査範囲全体に汚染等がみられる場合) 地下水の流向を確認したうえで、下流方向を中心に段階的に範囲を広げて調査を実施する。

③ 測定項目の考え方

汚染が判明している項目、汚染の可能性が高い項目及びそれらの分解生成物について 測定を実施する。

④ 測定時期の考え方

汚染等の発見後できるだけ早急に実施する。

地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には再度実施する。

⑤ 測定結果の評価方法

測定地点全てにおける検出の有無及び環境基準値超過を判定し汚染等の範囲を確認する。

また、原因が不明な場合は、同一の帯水層の濃度分布及び地下水の流向による原因の 推定に努める。

(3) 継続監視調査

① 目的

汚染井戸周辺地区調査を実施した地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などを目的として、汚染物質の濃度の推移を継続的に調査する。

② 定点選定の考え方

汚染の原因別に原則として次のとおり測定地点を選定する。

ア 自然的原因による汚染地域

各地域において、汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、最も濃度が高かった 1地点及び下流の汚染等がみられなかった1地点の計2地点で測定を実施する。

イ 人為的原因による汚染地域

各地域において、汚染井戸周辺地区調査を行った井戸の中で、濃度が高かった2地 点及び下流の汚染等がみられなかった1地点の計3地点で測定を実施する。

令和6年度の測定地点は、表Ⅱ-2に掲げる3市3地域の9地点とする。

③ 測定項目の考え方

汚染が判明した項目及び必要に応じその分解生成物について測定を実施する。

④ 測定頻度の考え方

自然的原因による汚染地域については年1回、人為的原因による汚染地域については、 年2回とする。また、測定は、毎年度同じ時期に実施する。

⑤ 測定結果の評価方法

各汚染地域において、継続監視調査を行った全ての井戸の汚染物質の濃度が3年以上にわたり環境基準値以下であった場合は、継続の必要性を判断するため、再度汚染井戸周辺地区調査を実施する。その結果、全ての地点が環境基準値以下である場合は、継続監視調査を終了する。

なお、自然的原因による汚染と判断される場合は、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、調査を終了することができる。

5 測定方法、報告下限値等

原則として、表 $\Pi-3$ 及び4に掲げるとおりとする。

6 報告

(1) 富山市は、法第 16 条第 4 項の規定により、本計画による測定結果を速やかに富山県へ送付する(環境基準値を超える値が検出された場合は、直ちに通知する。)。

なお、富山県及び富山市は、法第 15 条第 2 項の規定により、本計画に基づく測定結果 を環境大臣に報告する。

- (2) 富山県及び富山市は、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(平成13年5月31日環水企第92号)に基づき、次のいずれかに該当する場合は、環境省へ速やかに報告するとともに、追跡調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - ① 全シアン及びアルキル水銀については、環境基準値を超えた場合
 - ② その他の項目については、年間平均値が環境基準値を超えると予想される場合(ふっ素及びほう素については、海水の影響を受ける場合を除く。)

7 事故・災害時の対応

事故・地震などの災害の発生により、新たな地下水の汚染等やその拡散が懸念され、その 影響の把握が急務と考えられる場合には、関係機関が協議して必要な対応を行うものとする。

8 測定結果の公表

富山県及び富山市は、法第 17 条第 1 項の規定により、本計画に基づく測定結果を公表する。

9 その他

本計画に定めのない細部の事項については、関係機関が協議のうえ定めるものとする。 なお、本計画は、必要に応じて見直すものとする。

表Ⅱ-1 概況調査測定地点表

番号	市町	測定地点数	測定地点	測定機関
1			四方北窪	
2			海岸通	
3			水橋東天神町	
4			本 郷 中 部	
5			百 塚	
6			新屋	
7			水橋二ツ屋	
8			西長江	
9			大江干	
10	富山市	19	掛尾	富山市
11			東流 杉	
12			若 竹 町	
13			月岡町	
14			上大久保	
15			東福沢	
16			八尾町福島	
17			八尾町深谷	
18			婦中町田屋	
19			婦中町速星	
20			戸出伊勢領	
21			立野平和町	
22			手 洗 野	
23	高岡市	8	下 麻 生	
24	 H1 m1 1 1		下 黒 田	
25			四屋	
26			伏木一宮	
27			福岡町本領	
28	魚津市	2	宮 津	
29			双葉町	
30) 氷 見 市	2	鞍川	
31	, , – .		布 施	
32			柳原	
33	 滑川市	滑川市 4 栗山		
34				
35			安田	
36			石田正光寺新	
37			前沢	
38	黒 部 市	6	生地中区	
39			沓掛	
40			飛騨	
41			宇奈月町浦山	

42 据 43 太郎丸 44 香波市 45 上川町五ヶ 46 上川町五ヶ 47 宮中 48 大久 49 小矢部市 50 上久 51 上久 52 上泉 53 上泉 54 上泉 55 上泉 56 上泉 57 上泉 58 上泉 59 日本 60 日本 61 外水市 日本 7 上泉	
44 砺波市 5 千代 東保 庄川町五ヶ 47 名 宮中 48 木女 戸久 50 驚島 51 金屋本江 52 城端 53 山見 54 大保 55 上生新 57 福光(酉町) 58 川口 59 神老江七軒 60 津幡江	
45 東保 46 庄川町五ヶ 47 宮中 48 未友 49 小矢部市 50 驚島 51 金屋本江 52 城端 53 山見 54 失田屋 55 土生新 6 光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
46 庄川町五ヶ 47 宮中 48 末友 49 小矢部市 50 鷲島 6 金屋本江 52 城端 53 山見 54 失田屋 55 土生新 6 出光(西町) 58 川口 59 神老江七軒 60 津幡江	
47 48 49 小矢部市 50 声久 150 意島 50 金屋本江 52 城端 53 山見 54 集田屋 55 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
48 49 小矢部市 5 戸久 50 鷲島 金屋本江 52 城端 53 山見 54 久保 柴田屋 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 富山県	
49 小矢部市 5 戸久 50 鷲島 51 金屋本江 52 城端 10見 久保 柴田屋 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
50 驚島 51 金屋本江 52 城端 53 山見 54 失田屋 55 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 富山県	
51 金屋本江 52 城端 53 山見 54 久保 集田屋 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
52 53 54 55 56 57 6 世界 基光(西町) 川口 海老江七軒 津幡江 富山県	
53 54 55 56 57 58 59 60 山見 久保 柴田屋 土生新 福光(西町) 海老江七軒 津幡江 富山県	
54 55 56 57 58 59 60 人保 柴田屋 土生新 福光(西町) 川口 海老江七軒 津幡江 富山県	
55 南砺市 6 56 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
55 柴田屋 56 土生新 57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 160 津幡江	
57 福光(西町) 58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
58 川口 59 海老江七軒 60 津幡江	
59 海老江七軒 60 津幡江	
60 津幡江	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Į
61 射水市 7 黒河	
62	
63 生源寺	
64 小島	
65 舟橋村 1 東芦原	
66 上市町 1 稗田	
前 沢	
68 立山町 3 四谷尾	
69 道源寺	
下飯野新	
71	
72 入善町 5 今江	
73 青島	
74 八幡	
75 朝 日 町 2 本 野宝	
76 本町	
合計 10市4町1村 76	

⁽注) 測定地点は、図Ⅱにおいて上表中の番号と同じ番号のメッシュ内に位置する。

表Ⅱ-2 継続監視調査測定地点表

番号	市町村名	測定地点数	所在地	測定項目	原因	測定機関
1			諏 訪 野			
2	氷 見 市	3	諏 訪 野	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	人為的原因	
3			北 大 町			
4			埴 生			
5	小矢部市	3	埴 生	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	人為的原因	富山県
6			埴 生			
7			本 町			
8	南砺市	3	本 町	テトラクロロエチレン	人為的原因	
9			井 波			
合計	3市	9	3 地域			

⁽注) 氷見市及び南砺市の2地域については、令和3年度から5年度までの3年間、調査を行った全ての井戸の汚染物質の濃度が環境基準値以下であったことから、継続の必要性を判断するための調査として実施

表 II - 3 測定方法及び報告下限値

測定項目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)の 55.2、55.3 又は 55.4 に 定める方法	0.0003
全シアン	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号(以下「告示」という。) 付表 1 に掲げる方法	0. 1
鉛	規格 54 に定める方法	0.005
六価クロム	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 65.の備考 11 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合2に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170一7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0. 01
砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005
総水銀	告示付表 2 に掲げる方法	0.0005
アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	0.0005
ジクロロメタン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	0.002
四塩化炭素	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	0.0002
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法	0.01
1, 2-ジクロロエチレン ^{注1}	シス体にあっては日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、 トランス体にあっては日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める 方法	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	0.0006
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	0.001
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002
チウラム	告示付表 5 に掲げる方法	0.0006
シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003
チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.002
ベンゼン	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001
セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ^{注2}	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める 方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法	0.1

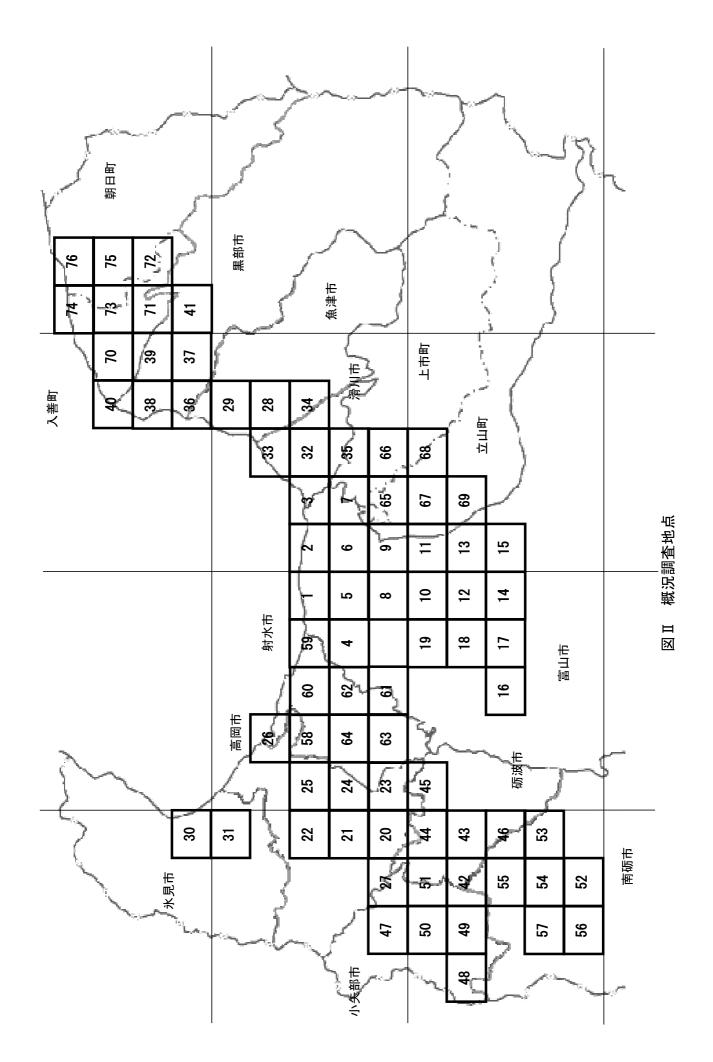
測定項目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
ふっ素	規格 34.1 (規格 34 の備考1を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考1を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表 7 に掲げる方法	0.08
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0. 1
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	0.005

- 注 1 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
 - なお、シス体の報告下限値、トランス体の報告下限値はともに 0.002mg/L とする。
- 注2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン の濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに 0.05mg/L とする。

表Ⅱ-4 数値の取扱い

項目	取扱い
環境基準項目	① 報告下限値未満の数値については、「報告下限値未満」(記載例「〈0.005」)とする。 ② 桁数について ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pH については、小数第2位を四捨五入し、 小数点以下1桁までとする。 イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。 ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている環境基準項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記ア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合には、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
水温	数値の最小位は小数点以下1桁とし、小数点以下2桁目を切り捨てる。



資料3-3

令和6年1月12日

富山県環境審議会 水環境専門部会長 楠井 隆史 殿

富山県環境審議会 会長 齋藤



令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

令和6年1月 12 日付け環保第 306 号で富山県知事から諮問があったこのことについて、貴専門部会に付議しますので、審議をお願いします。

環 保 第 306 号 令和6年1月12日

富山県環境審議会 会長 齋藤 滋 様

富山県知事 新田 八朗 別第四 別第四

令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)

このことについて、別添のとおり作成したいので、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の 規定により貴審議会の意見を求めます。